

令和5年度版 すぎなみの介護保険

(令和4年度実績)

令和5年9月



はじめに

介護保険制度は、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、介護を社会全体で支える相互扶助の仕組みです。平成12年の創設から23年が経ち、必要な介護サービスを利用者が自ら選択して利用していただく制度として定着しています。

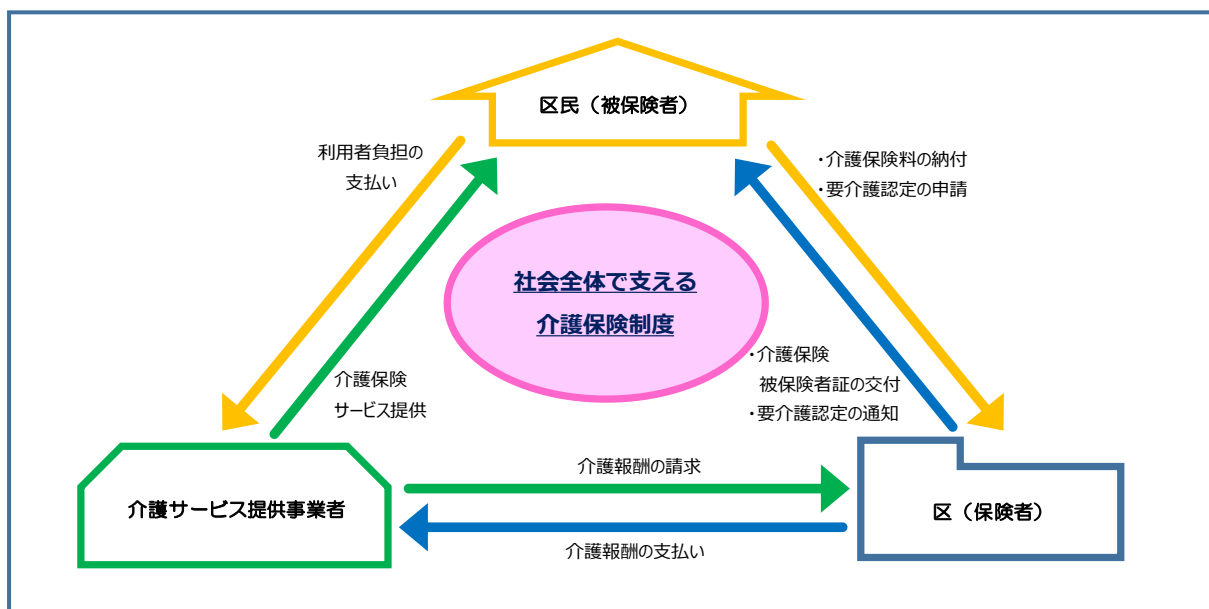
杉並区は、介護保険法に基づく保険者（運営主体）として、同法が定める「自立支援」及び「重度化防止」という制度の基本理念を踏まえ、これまでも介護保険事業の円滑かつ適切な運営に努めてきました。令和5年度には、3年ごとに定める第9期杉並区介護保険事業計画（令和6～8年度）を策定し、更なる高齢化の進展等を見据えた介護保険事業の推進を図っていくこととしています。

本冊子「令和5年度版すぎなみの介護保険」は令和4年度における介護保険事業の実績等をまとめたデータブックであり、毎年発行しています。多くの区民の皆様や介護保険事業に関わる方々にご覧いただき、区の取組に対するご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和5年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

【介護保険制度（イメージ図）】



目次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護（要支援）認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
	(1) 介護保険負担割合証	9
	(2) サービスに要する経費（保険給付費）	9
	(3) 給付の適正化	11
	(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
	(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用	12
	(6) 施設サービスの利用	14
	(7) 地域密着型サービスの利用	15
	(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移	16
4	各種軽減制度及び助成事業	17
	(1) 高額介護（介護予防）サービス費	17
	(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	18
	(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費	20
	(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額	21
	(5) 利用者負担額の減免	22
	(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業	22
	(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（区制度）	23
	(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	23
	(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）	23
	(10) 家族介護慰労金事業	24
	(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	24
5	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	25
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	25
	(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）	26
6	介護保険料	29
	(1) 第1号被保険者	29
	(2) 第2号被保険者	32
7	介護保険財政	33
8	介護保険運営協議会	36
9	介護保険相談	38
10	介護サービス事業者への支援	39

(1) 介護サービス従事者研修	39
(2) ケアマネジャー支援事業	39
(3) NPO等介護保険事業者資金貸付.....	40
(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	40
(5) 就職面接会・相談会の実施	41
(6) 介護職員初任者研修受講料助成事業.....	41
(7) 業務継続のための施設等従事者へのPCR検査実施	41
11 地域密着型サービス事業者の指定.....	42
12 介護サービス事業者の指導	43
(1) 実地指導等の状況	43
(2) 集団指導.....	43
13 広報普及活動	44
14 介護保険制度のあゆみ.....	45
令和5年度杉並区保健福祉部組織(介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載)	49

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と杉並区に住民登録をしている 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に区分されます。また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

- ※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下のとおりです。
 - i 介護老人福祉施設 ii 介護老人保健施設 iii 介護療養型医療施設 iv 介護医療院
 - v 有料老人ホーム vi 養護老人ホーム vii 軽費老人ホーム
 - viii サービス付高齢者向け住宅（下記の 2 つに限る）
- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合 ② 有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合
- ※ 法改正により「サービス付き高齢者向け住宅」は住所地特例の対象となりました。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに入所した被保険者については、対象外となります。
- ※ i、v、viii の内、地域密着型サービスの施設（定員 29 人以下）は、住所地特例施設の対象です。

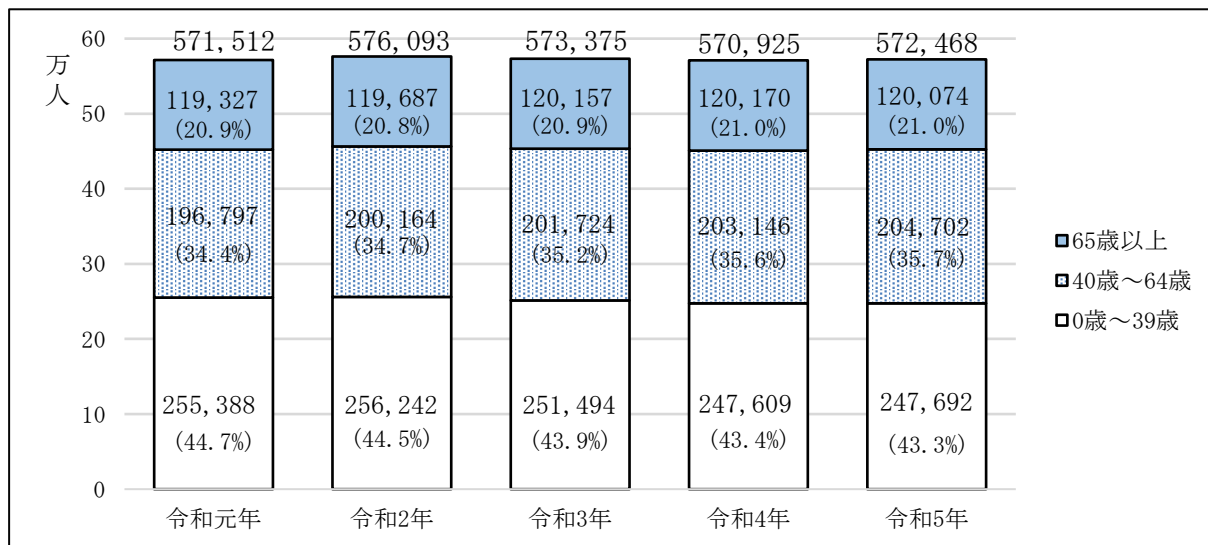
【杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況】

区 分		令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口（人）	男	274,038	276,360	275,009	273,778	274,950
	女	297,474	299,733	298,366	297,147	297,518
	計	571,512	576,093	573,375	570,925	572,468
第 2 号被保険者（人） （40 歳以上 64 歳以下）	男	97,536	99,239	99,821	100,573	101,423
	女	99,261	100,925	101,903	102,573	103,279
	計	196,797	200,164	201,724	203,146	204,702
高齢者（人） （65 歳以上）	男	49,953	50,162	50,491	50,546	50,633
	女	69,374	69,525	69,666	69,624	69,441
	計	119,327	119,687	120,157	120,170	120,074
高齢化率（％）	男	18.23%	18.15%	18.36%	18.46%	18.42%
	女	23.32%	23.20%	23.35%	23.43%	23.34%
	計	20.88%	20.78%	20.96%	21.05%	20.97%
前期高齢者（人） （65 歳以上 74 歳以下）	男	26,388	26,311	26,705	26,230	25,113
	女	29,478	29,225	29,457	28,944	27,684
	計	55,866	55,536	56,162	55,174	52,797
後期高齢者（人） （75 歳以上）	男	23,565	23,851	23,786	24,316	25,520
	女	39,896	40,300	40,209	40,680	41,757
	計	63,461	64,151	63,995	64,996	67,277
第 1 号被保険者数（人）		120,428	120,865	121,310	121,293	121,180
被保険者のいる世帯数		89,479	89,873	90,254	90,216	90,234

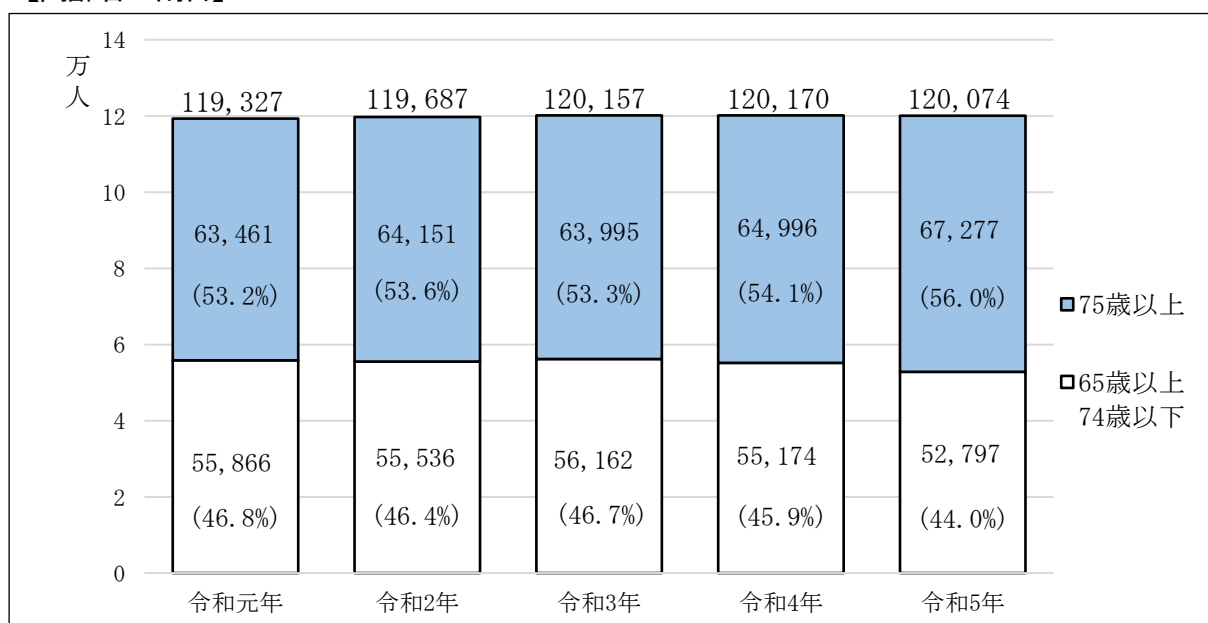
※ 人口は住民基本台帳の数値で、4 月 1 日現在数です。

※ 第 1 号被保険者数と第 1 号被保険者世帯数は、住所地特例被保険者を含む 3 月 31 日現在の数です。

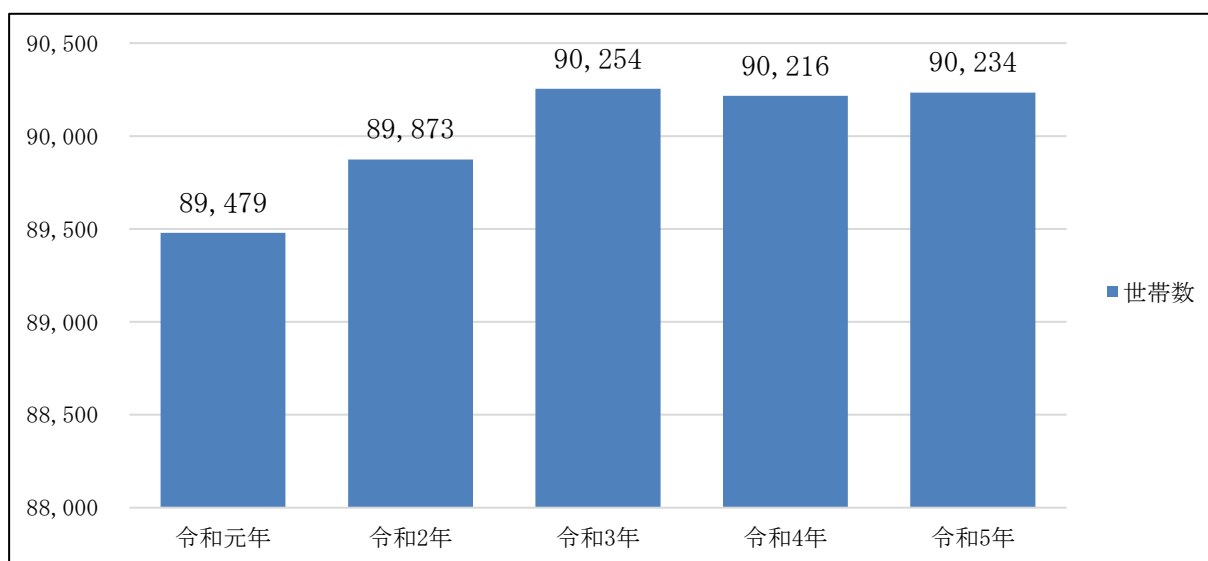
【杉並区の人口と年齢区分別割合】



【高齢者の割合】



【第1号被保険者のいる世帯】



2 要介護認定

(1) 要介護（要支援）認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 24）で申請を受け付けます。

【申請件数と認定審査会開催の状況】

（単位：件）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定申請件数	23,913	21,401	23,258	22,825	25,728
新規	7,242	7,170	7,024	7,653	7,551
転入	296	305	259	253	262
更新	14,001	11,514	13,613	12,212	15,096
区分変更	2,374	2,412	2,362	2,707	2,819
審査会開催回数	651	638	453	484	533

※ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を 12 箇月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和 2 年度～令和 4 年度の審査会開催回数が大幅に減少しました。

【令和 4 年度月別認定申請件数の内訳】

（単位：件）

区分	新規	転入	更新	区分変更	合計
4 月	658	19	1,030	248	1,955
5 月	623	13	1,294	227	2,157
6 月	684	30	1,391	237	2,342
7 月	560	20	1,215	216	2,011
8 月	610	23	1,268	242	2,143
9 月	628	24	1,414	236	2,302
10 月	623	24	1,247	223	2,117
11 月	596	28	1,050	222	1,896
12 月	604	25	1,252	217	2,098
1 月	675	18	1,332	235	2,260
2 月	627	14	1,337	272	2,250
3 月	663	24	1,266	244	2,197
合計	7,551	262	15,096	2,819	25,728

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【事業所別調査件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区 役 所	2,166	1,849	1,813	1,726	1,578
地域包括支援センター	1,526	1,343	471	507	466
社会福祉協議会	10,311	10,833	9,023	10,339	9,819
居宅介護支援事業所等	9,320	6,766	2,706	3,405	4,892
合 計	23,323	20,791	14,013	15,977	16,755

※ 3月末日までに調査票を受理した件数です。

※ 令和2年3月から開始した新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を12箇月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和2年度～令和4年度の認定調査件数が大幅に減少しました。

(3) 要介護認定調査従事者研修

公平・公正かつ適切な要介護認定調査を実施するため、調査員に対する新任研修及び現任研修を行っています。

【令和4年度開催実績】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	1回	2人	4月開催
現任研修	1回	47人	11月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

判定の結果、要支援1・2、要介護1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

【令和4年度認定審査会委員数】

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	65人	41人	48人	154人

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第6条で200人以内と定められています。

【認定結果内訳】

(単位：件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
居宅	非該当	393	245	190	256	249
	要支援1	4,864	3,212	2,534	3,008	2,707
	要支援2	1,972	1,402	1,056	1,155	1,163
	要介護1	4,387	3,810	2,714	3,014	2,898
	要介護2	1,890	1,814	1,202	1,310	1,262
	要介護3	1,055	972	740	771	797
	要介護4	676	687	475	604	625
	要介護5	545	475	363	360	419
	小計	15,782	12,617	9,274	10,478	10,120
施設	非該当	42	50	28	39	29
	要支援1	495	340	271	338	314
	要支援2	275	215	160	184	150
	要介護1	1,106	991	626	742	720
	要介護2	987	932	660	663	733
	要介護3	1,223	1,191	815	872	980
	要介護4	1,995	1,985	1,309	1,510	1,581
	要介護5	1,884	1,803	1,113	1,182	1,364
	小計	8,007	7,507	4,982	5,530	5,871
合計	非該当	435	295(0)	218(0)	295(0)	278(0)
	要支援1	5,359	3,552(2)	2,805(1,780)	3,346(776)	3,021(905)
	要支援2	2,247	1,617(0)	1,216(732)	1,339(372)	1,313(451)
	要介護1	5,493	4,801(0)	3,340(2,248)	3,756(1,749)	3,618(2,137)
	要介護2	2,877	2,746(4)	1,862(1,059)	1,973(755)	1,995(1,095)
	要介護3	2,278	2,163(2)	1,555(956)	1,643(801)	1,777(1,023)
	要介護4	2,671	2,672(2)	1,784(1,159)	2,114(1,067)	2,206(1,327)
	要介護5	2,429	2,278(2)	1,476(868)	1,542(727)	1,783(905)
	合計	23,789	20,124(12)	14,256(8,802)	16,008(6,247)	15,991(7,843)

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ () 内は、令和2年3月から開始した新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、審査判定を行わずに認定有効期間を12箇月延長する特例措置を実施した件数です(外数)。この特例措置を実施したことに伴い、令和2年度～令和4年度の審査会判定件数が大幅に減少しました。

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【要介護・要支援認定者数の状況】

(単位：人)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
第 1 号被保険者	要支援	7,615	7,542	7,268	7,195	7,066
	要介護	17,133	17,120	17,731	18,018	17,978
	計	24,748	24,662	24,999	25,213	25,044
第 2 号被保険者	要支援	112	106	92	96	103
	要介護	368	363	415	410	424
	計	480	469	507	506	527
合 計	要支援	7,727	7,648	7,360	7,291	7,169
	要介護	17,501	17,483	18,146	18,428	18,402
	計	25,228	25,131	25,506	25,719	25,571

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【令和 4 年度第 1 号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

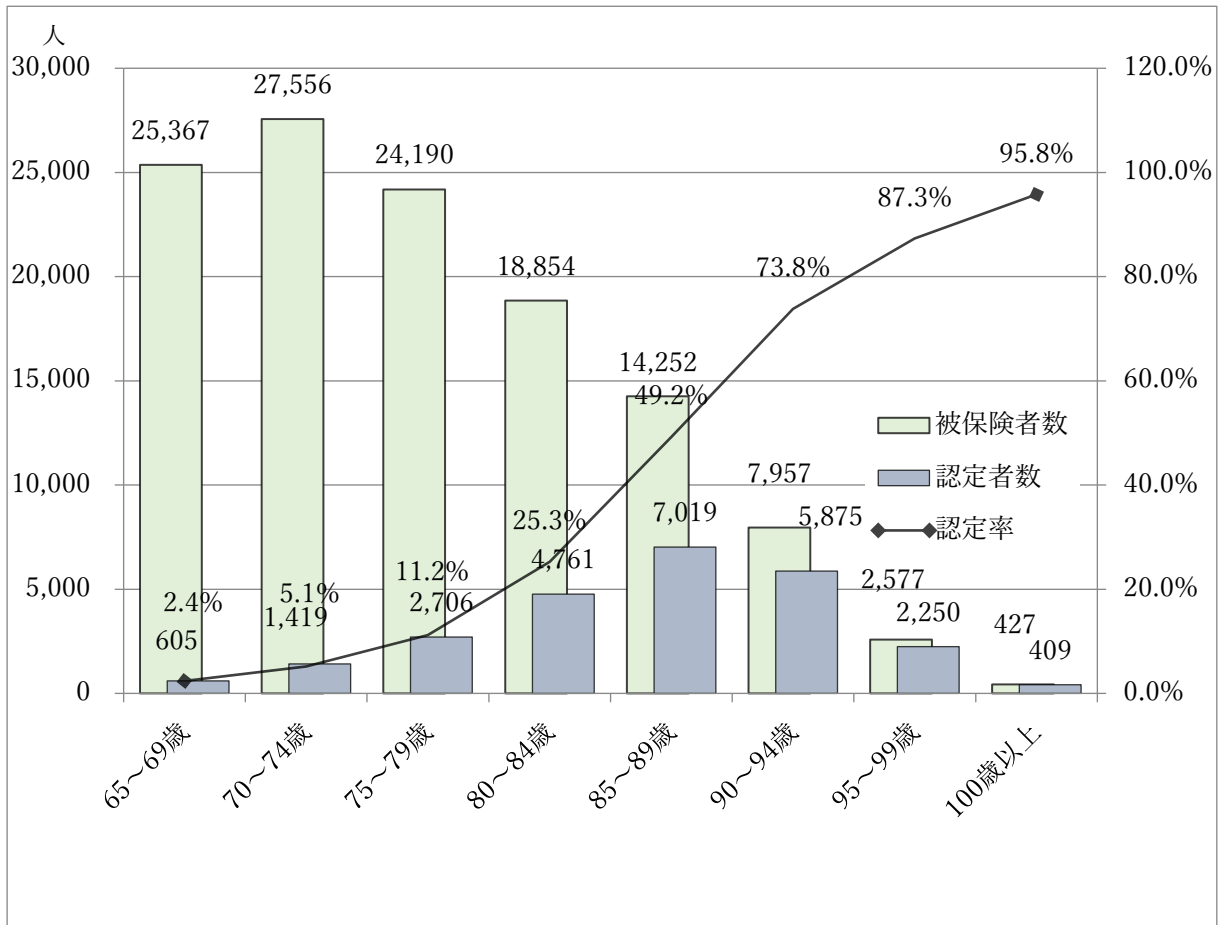
年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	25,367	111	55	166	131	96	69	75	68	439	605
70～74	27,556	292	145	437	323	206	143	178	132	982	1,419
75～79	24,190	582	286	868	653	377	282	302	224	1,838	2,706
80～84	18,854	1,196	427	1,623	1,270	569	452	508	339	3,138	4,761
85～89	14,252	1,554	619	2,173	1,836	839	781	854	536	4,846	7,019
90～94	7,957	994	439	1,433	1,445	748	786	905	558	4,442	5,875
95～99	2,577	218	120	338	489	313	359	450	301	1,912	2,250
100 以上	427	17	11	28	59	34	77	123	88	381	409
合 計	121,180	4,964	2,102	7,066	6,206	3,182	2,949	3,395	2,246	17,978	25,044
被保険者との比率		4.10%	1.73%	5.83%	5.12%	2.63%	2.43%	2.80%	1.85%	14.84%	20.67%

※ 令和 5 年 3 月末日現在の数値です。

【令和 4 年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率】

年 齢	65～74 歳		75 歳以上	
	要支援	要介護	要支援	要介護
認 定 区 分				
人 数	603 人	1,421 人	6,463 人	16,557 人
被保険者数	52,923 人		68,257 人	
認 定 率 (区分ごと認定人数/被保険者数)	1.14%	2.69%	9.47%	24.26%
認 定 率 (認定人数/被保険者数)	3.82%		33.73%	

【令和4年度第1号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【令和4年度第2号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	1	0	1	0	2	2	4	1	9	10
45～49	2	2	4	9	14	10	6	2	41	45
50～54	8	8	16	16	18	15	11	9	69	85
55～59	15	19	34	37	36	20	12	18	123	157
60～64	28	20	48	50	45	27	28	32	182	230
合計	54	49	103	112	115	74	61	62	424	527

※ 令和5年3月末日現在の数値です。

※ 第2号被保険者対象者数(令和5年4月1日現在)は、204,702人(男101,423人・女103,279人)です。

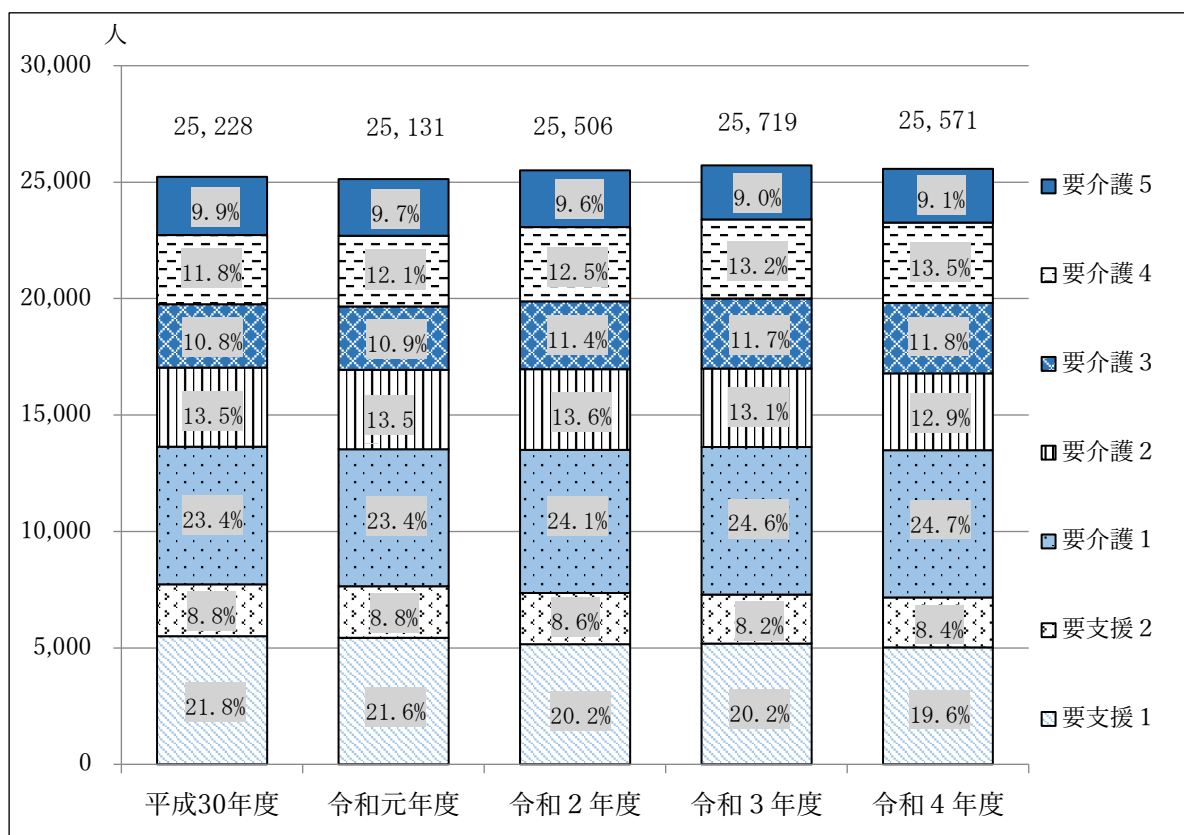
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要支援 1	5,507	5,432	5,158	5,183	5,018
要支援 2	2,220	2,216	2,202	2,108	2,151
小 計	7,727	7,648	7,360	7,291	7,169
要介護 1	5,918	5,883	6,146	6,331	6,318
要介護 2	3,397	3,410	3,461	3,371	3,297
要介護 3	2,714	2,726	2,913	3,017	3,023
要介護 4	2,974	3,030	3,190	3,385	3,456
要介護 5	2,498	2,434	2,436	2,324	2,308
小 計	17,501	17,483	18,146	18,428	18,402
合 計	25,228	25,131	25,506	25,719	25,571

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は1割から3割で、残りの9割から7割は保険給付されます。

(1) 介護保険負担割合証

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に「介護保険負担割合証」を交付します。「介護保険負担割合証」の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

また、新規で要介護（要支援）認定の申請をした方にも、「介護保険負担割合証」を郵送により交付します。

【負担割合証の交付状況（令和4年8月1日現在）】

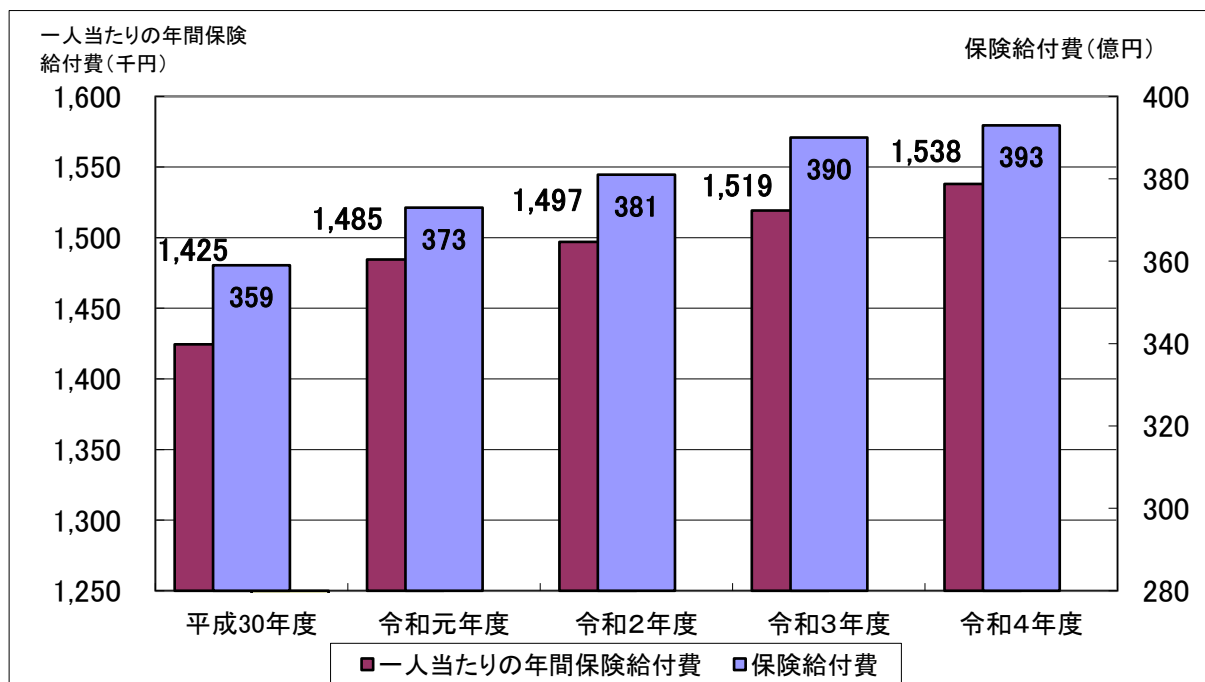
総数 24,831 名【内訳：1割負担 19,717 名、2割負担 1,975 名、3割負担 3,139 名】

(2) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費の状況は、下記のとおりです。なお、地域支援事業に要する費用（p35 参照）は含まれません。

【保険給付費の状況】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付費	359 億円	373 億円	381 億円	390 億円	393 億円



※ 一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【令和4年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	497,312	19,583,239,420	0	0	497,312	19,583,239,420
訪問介護	60,216	3,763,065,871	0	0	60,216	3,763,065,871
訪問入浴介護	4,184	255,552,677	0	0	4,184	255,552,677
訪問看護	49,853	2,214,655,815	0	0	49,853	2,214,655,815
訪問リハビリテーション	4,505	174,002,776	0	0	4,505	174,002,776
居宅療養管理指導	171,876	1,193,886,064	0	0	171,876	1,193,886,064
通所介護	36,493	2,683,882,912	0	0	36,493	2,683,882,912
通所リハビリテーション	11,817	551,423,937	0	0	11,817	551,423,937
福祉用具貸与	112,522	1,403,679,438	0	0	112,522	1,403,679,438
短期入所 計	10,927	936,062,340	0	0	10,927	936,062,340
短期入所生活介護（特養等）	9,492	813,979,559	0	0	9,492	813,979,559
短期入所療養介護（老健）	1,435	122,082,781	0	0	1,435	122,082,781
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	34,919	6,407,027,590	0	0	34,919	6,407,027,590
居宅介護（介護予防）サービス計画費	151,843	2,122,976,105	0	0	151,843	2,122,976,105
施設介護サービス給付費	33,997	9,704,160,786	0	0	33,997	9,704,160,786
介護老人福祉施設サービス	26,646	7,405,877,709	0	0	26,646	7,405,877,709
介護老人保健施設サービス	6,356	1,928,716,421	0	0	6,356	1,928,716,421
介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	301	100,863,147	0	0	301	100,863,147
介護医療院	694	268,703,509	0	0	694	268,703,509
地域密着型介護（介護予防）サービス費	58,140	5,750,716,776	0	0	58,140	5,750,716,776
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,174	439,587,909	0	0	2,174	439,587,909
夜間対応型訪問介護	1,708	41,555,242	0	0	1,708	41,555,242
地域密着型通所介護	38,968	1,926,644,586	0	0	38,968	1,926,644,586
認知症対応型通所介護	4,311	501,310,363	0	0	4,311	501,310,363
小規模多機能型居宅介護	2,422	483,490,249	0	0	2,422	483,490,249
認知症対応型共同生活介護	7,456	2,035,642,360	0	0	7,456	2,035,642,360
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	340	91,499,800	0	0	340	91,499,800
看護小規模多機能型居宅介護	761	230,986,267	0	0	761	230,986,267
福祉用具購入費	0	0	1,823	57,036,281	1,823	57,036,281
住宅改修費	0	0	1,439	117,725,674	1,439	117,725,674
小 計	741,292	37,161,093,087	3,262	174,761,955	744,554	37,335,855,042
高額介護サービス費	9,149	111,634,295	78,150	1,176,364,405	87,299	1,287,998,700
高額医療合算介護サービス費	0	0	5,468	209,760,744	5,468	209,760,744
特定入所者介護サービス費	14,444	450,877,056	0	0	14,444	450,877,056
審査支払手数料	739,854	45,212,467	0	0	739,854	45,212,467
合 計	1,504,739	37,768,816,905	86,880	1,560,887,104	1,591,619	39,329,704,009

(3) 給付の適正化

介護保険事業に対する理解を深めること、サービスの適正利用を図ることを目的として、利用者へ介護給付費通知を発送しています。

【取組状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
回 数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
件数 (1 回当たり)	約 16,000 件	約 16,000 件	約 16,000 件	約 18,000 件	約 18,000 件

(4) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいたサービスを利用することができます。

【居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
訪問介護	58,561	56,967	56,408	59,844	60,216
訪問入浴介護	4,147	4,125	4,037	4,227	4,184
訪問看護	39,727	41,485	43,962	48,464	49,853
訪問リハビリテーション	3,470	3,590	3,661	4,319	4,505
居宅療養管理指導	136,020	147,280	155,711	164,048	171,876
通所介護	44,146	43,937	38,148	37,094	36,493
通所リハビリテーション	11,408	12,367	10,092	11,490	11,817
福祉用具貸与	100,987	101,648	104,894	109,589	112,522
短期入所生活介護 短期入所療養介護	12,645	12,609	10,248	10,218	10,927
特定施設入居者生活介護	34,663	35,427	35,101	34,251	34,919
居宅介護支援	141,226	142,426	143,456	149,805	151,843

※ 各年度 1 年間の累計数値です。

【介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要支援 1	1,638(24)	1,748(20)	1,692(22)	1,756(24)	1,652(22)
要支援 2	1,071(29)	1,137(32)	1,136(22)	1,103(28)	1,082(26)
要介護 1	4,752(74)	4,774(77)	4,942(77)	5,134(81)	5,091(75)
要介護 2	2,873(73)	2,881(67)	2,923(91)	2,823(81)	2,812(90)
要介護 3	1,966(47)	1,965(50)	2,098(54)	2,129(59)	2,201(63)
要介護 4	1,743(22)	1,744(28)	1,868(48)	1,971(42)	2,046(44)
要介護 5	1,249(31)	1,215(38)	1,225(37)	1,232(36)	1,248(41)
合 計	15,292(300)	15,464(312)	15,884(351)	16,148(351)	16,132(361)

※ 各年度 3 月の利用分です。

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

(5) その他の居宅介護（介護予防）サービスの利用

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割から7割を償還払い又は受領委任払いにより支給します。

【福祉用具購入費の支給状況】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援	件数	365	381	373	402	378
	金額(円)	8,849,158	9,587,309	9,295,887	10,038,523	9,825,750
要介護	件数	1,215	1,345	1,367	1,434	1,445
	金額(円)	37,698,234	41,929,828	43,902,851	43,703,054	47,210,531
合計	件数	1,580	1,726	1,740	1,836	1,823
	金額(円)	46,547,392	51,517,137	53,198,738	53,741,577	57,036,281

【福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧】

(単位：件)

福祉用具の種目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
腰掛便座	423	447	454	423	450
自動排泄処理装置の交換可能部品	0	0	1	3	2
簡易浴槽	0	0	0	0	0
移動用リフトのつり具の部分	4	4	9	9	7
入浴補助用具	1,184	1,319	1,371	1,635	1,600
合計	1,611	1,770	1,835	2,070	2,059

※ 上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成12年1月31日 老企三四）』の（別添）第一の2に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

※ 【償還払い】

利用者がいったん改修費用の全額を事業者へ支払い、後から保険給付分の支払いを受けます。

※ 【受領委任払い】 令和3年4月より開始

利用者が改修費用（保険給付分）のうち、利用者負担に応じた金額を事業者へ支払い、保険給付分を利用者の委任に基づき、区から直接、事業者へ支払います。

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居 20 万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の 9 割から 7 割を償還払い又は受領委任払いにより支給します。

【住宅改修費の支給状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
要支援	件 数	540	626	549	532	510
	金額 (円)	47,605,749	52,051,432	46,027,150	47,371,486	44,186,803
要介護	件 数	955	1,005	933	919	929
	金額 (円)	76,106,034	79,760,975	73,340,613	70,821,473	73,538,871
合 計	件 数	1,495	1,631	1,482	1,451	1,439
	金額 (円)	123,711,783	131,812,407	119,367,763	118,192,959	117,725,674

【住宅改修費の改修種類別一覧】

(単位：件)

住宅改修の種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
手すりの取付け	1,401	1,514	1,387	1,355	1,348
段差の解消	189	188	158	123	127
床材等の変更	71	94	64	56	57
扉の取替え	152	177	167	139	158
洋式便器などへの取 替 え	36	31	10	16	12
上記改修に付帯して必要となる改修	0	0	0	0	0
合計	1,849	2,004	1,786	1,689	1,702

※ 上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修（平成 12 年 1 月 31 日 老企三四）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

(6) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院におけるサービスとして4種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム) ⇨寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。
入所できるのは、原則、要介護3以上の方に限定されます。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められる場合があります。
- 介護老人保健施設
(老人保健施設) ⇨病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
- 介護療養型医療施設
(療養病床等) ⇨急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。
- 介護医療院
(平成30年4月から創設) ⇨急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。

【施設サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護老人福祉施設	2,095(10)	2,152(11)	2,160(9)	2,216(14)	2,205(16)
介護老人保健施設	592(6)	556(7)	541(12)	536(13)	538(8)
介護療養型医療施設	137(5)	98(3)	61(3)	35(1)	14(0)
介護医療院	1(0)	25(0)	43(2)	49(3)	53(2)
総 数 ※	2,797	2,817	2,789	2,816	2,793

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ 介護老人福祉施設は、地域密着型を除きます。

※ 介護医療院は、平成30年4月に新たに法定化された施設です。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【介護度別施設サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護1	107	101	86	72	74
要介護2	189	181	167	152	135
要介護3	583	579	621	648	645
要介護4	978	1,017	1,034	1,151	1,154
要介護5	940	939	881	793	785
総 数 ※	2,797	2,817	2,789	2,816	2,793

※ 各年度の3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、介護度別の合計と一致しません。

(7) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護（支援）状態になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービス利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,454	1,663	1,835	1,962	2,174
夜間対応型訪問介護	2,210	1,866	2,345	2,074	1,708
地域密着型通所介護	36,767	37,063	33,881	37,453	38,968
認知症対応型通所介護	5,428	5,126	4,770	4,714	4,311
小規模多機能型居宅介護	1,447	1,770	2,093	2,201	2,422
認知症対応型共同生活介護	6,415	7,183	7,459	7,511	7,456
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	13	321	344	340
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	304	322	624	764	761

※ 各年度1年間の累計数値です。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援1	7(1)	8(0)	9(0)	6(0)	5(0)
要支援2	2(0)	5(0)	4(0)	5(0)	7(0)
要介護1	1,571(27)	1,499(26)	1,620(28)	1,749(33)	1,752(23)
要介護2	935(20)	874(20)	954(23)	903(16)	948(26)
要介護3	653(17)	608(13)	680(14)	680(20)	707(16)
要介護4	443(5)	440(3)	491(14)	470(9)	495(6)
要介護5	298(8)	298(9)	323(9)	321(11)	317(13)
合計	3,909(78)	3,732(71)	4,081(88)	4,134(89)	4,231(84)

※ 各年度3月の利用分です。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

(8) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

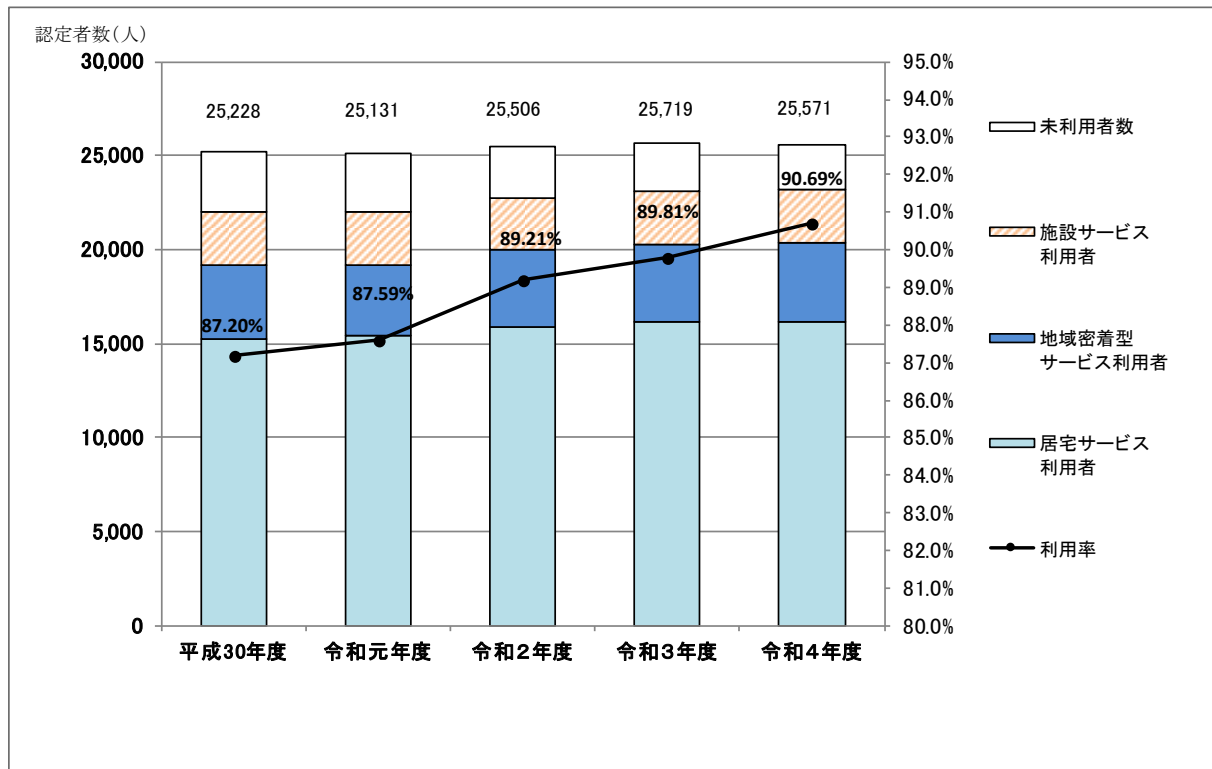
居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移を見ると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

【介護（介護予防）サービス利用者数等の状況】

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
平成30年度	25,228	21,998	87.20%	15,292	3,909	2,797	3,230	12.80%
令和元年度	25,131	22,013	87.59%	15,464	3,732	2,817	3,118	12.41%
令和2年度	25,506	22,754	89.21%	15,884	4,081	2,789	2,752	10.79%
令和3年度	25,719	23,098	89.81%	16,148	4,134	2,816	2,621	10.19%
令和4年度	25,571	23,190	90.69%	16,166	4,231	2,793	2,381	9.31%

※ 各年度3月末日現在の数値です（内訳は福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）。

【認定者数と介護（介護予防）サービス利用率の推移】



4 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって、1か月当たりの上限額があり、その額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

(金額：円)

区分及び負担上限額（月額）		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
現役並み所得者 (令和3年8月利用分から)	件数				10,893	22,112	
	金額				252,729,928	491,877,259	
	課税所得690万円以上 世帯：140,100円	件数				(53)	(104)
		金額				(562,300)	(953,942)
	課税所得380万円以上 690万円未満 世帯：93,000円	件数				(380)	(886)
		金額				(6,526,406)	(13,448,547)
課税所得145万円以上 380万円未満 世帯：44,400円	件数				(10,460)	(21,122)	
	金額				(245,641,222)	(477,474,770)	
一般世帯 世帯：44,400円	件数	23,016	25,583	25,424	12,606		
	金額	453,066,056	632,565,876	641,467,617	320,595,063		
世帯全員の住民税が非課税	世帯：24,600円	件数	11,974	12,919	14,320	16,135	16,634
		金額	86,794,152	94,186,391	114,067,744	132,172,981	137,032,164
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計額が80万円 以下の方、または老齢福祉 年金を受給している方 等 個人：15,000円	件数	40,207	41,506	41,085	40,515	39,935
		金額	515,367,895	536,762,168	560,291,815	555,212,651	548,199,920
	生活保護を受給されている方 等 個人の負担 ：(上限額)15,000円/月	件数	7,868	8,529	8,702	8,557	8,618
		金額	84,953,959	94,201,808	103,743,302	109,610,068	110,889,357
合 計	件数	83,065	88,537	89,531	88,706	87,299	
	金額	1,140,182,062	1,357,716,243	1,419,570,478	1,370,320,691	1,287,998,700	

※ 各年度3月末日時点の数値です。

※ 令和3年8月利用分から現役並み所得者が3段階に分かれました。また、「課税所得145万円以上380万円未満」に一般世帯を合算しています。(一般世帯の金額及び件数は、令和3年7月利用分までの数値です。)

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、住民税がかからない収入(障害年金・遺族年金・恩給)を除いた、老齢・退職年金をさします。

一般世帯のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯については、年間44万6,400円（37,200円×12か月）が年間の負担上限額になります。（令和2年7月末までの時限措置）

【年間高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般世帯 世帯の負担 (上限額)44万6,400円/年	件数	142	151	207	4	1
	金額 (円)	5,188,726	5,340,834	7,534,764	253,235	15,847

（2）高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額分は申請により、後日支給されます。

令和元年度は、平成29年8月に高額介護サービス費における「一般世帯」の負担上限額が引き上げられ利用者の月の自己負担額が増えたことにより、高額医療合算制度における「一般」の所得区分の支給件数と支給金額が増加しました。令和2年度は平成30年8月算定分から「現役並み所得者」の負担上限額が引き上げられた影響により、「現役並み所得者」の支給件数と支給金額が減少しました。令和4年度は全体の支給件数が増加しています。

【高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）】

所得区分 (※賦課基準額)	70歳未満 の方がい る世帯	平成30年7月算定分まで			平成30年8月算定分から				
		所得区分 (※課税所得)	70～74 歳の方 がいる 世帯	後期高齢 者医療制 度で医療 を受ける 方がいる 世帯	所得区分 (※課税所得)	70～74 歳の方 がいる 世帯	後期高齢 者医療制 度で医療 を受ける 方がいる 世帯		
上位所得者 (901万円超)	212万円	現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円	67万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円		
上位所得者 (600万円超)	141万円				課税所得 380万円以上	141万円	141万円		
一般 (210万円超)	67万円				課税所得 145万円以上	67万円	67万円		
一般 (210万円以下)	60万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	56万円		
低所得者 (住民税非課税)	34万円	低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	31万円	低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	31万円
			Ⅰ	19万円	19万円		Ⅰ	19万円	19万円

※ 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です。世帯全員の所得で判定します。

※ 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額43万円以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

○低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税の方です。

○低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準（年金収入80万円以下等）を満たす方です。

【高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況】

所得区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
現役並み 所得者	件数	705	758	584	549	555	
	金額(円)	50,933,380	52,533,007	42,358,052	36,685,183	35,199,389	
(内 訳)	課税所得 690万円 以上	件数			(1)	(3)	
		金額(円)			(529)	(11,894)	
	課税所得 380万円 以上	件数				(8)	(4)
		金額(円)				(346,910)	(107,824)
	課税所得 145万円 以上	件数				(540)	(548)
		金額(円)				(36,337,744)	(35,079,671)
一 般	件数	532	941	978	1,029	1,067	
	金額(円)	16,112,977	42,908,980	47,126,453	49,550,381	49,084,003	
低 所 得 者	Ⅱ	件数	940	967	1,036	1,109	1,225
		金額(円)	32,023,683	32,043,365	35,663,347	37,570,874	39,917,057
	Ⅰ	件数	2,384	2,498	2,514	2,613	2,621
		金額(円)	78,164,957	82,539,344	84,462,798	84,321,106	85,560,295
合 計	件数	4,561	5,164	5,112	5,300	5,468	
	金額(円)	177,234,997	210,024,696	209,610,650	208,127,544	209,760,744	

※ 各年度3月末日時点の数値です。また（ ）内は現役並み所得者の内訳です。

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の方が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）と（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費（滞在費含む）について、所得に応じた負担限度額が設定されています。申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者は、負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

令和3年8月の制度改正により資産要件が変更になった影響で、令和3年度以降の認定件数は大幅に減少しています。

【負担限度額件数の状況】

(単位：件)

利用者負担段階		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【第1段階】 生活保護受給の方または本人が老齢福祉年金受給の方	食費	222 (0)	215 (0)	227 (0)	245 (0)	232 (0)
	居住費	222 (0)	215 (0)	227 (0)	245 (0)	232 (0)
【第2段階】 本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	食費	468 (8)	446 (9)	430 (12)	355 (14)	374 (13)
	居住費	468 (8)	446 (9)	430 (12)	355 (14)	374 (13)
【第3段階】 本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える方	食費	1,139 (6)	1,160 (5)	1,126 (6)		
	居住費	1,139 (6)	1,160 (5)	1,126 (6)		
【第3段階①】 本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	食費				251 (5)	266 (6)
	居住費				251 (5)	266 (6)
【第3段階②】 本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	食費				617 (3)	617 (5)
	居住費				617 (3)	617 (5)
合 計	食費	1,829 (14)	1,821 (14)	1,783 (18)	1,468 (22)	1489 (24)
	居住費	1,829 (14)	1,821 (14)	1,783 (18)	1,468 (22)	1489 (24)

※ 各年度3月末日時点の数値です。また、()内は第2号被保険者の件数です（再掲）。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額（障害年金や遺族年金）の合計額です。

※ 令和3年度8月から第3段階が第3段階①と第3段階②に分かれています。

※ ①と②の要件全てに該当する場合に軽減の対象になります。

①所得要件 住民税非課税世帯の方

②資産要件 (令和3年7月まで)「預貯金額等」が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方

(令和3年8月から) 本人の合計所得金額と年金収入額の合計により以下のとおりとなります。

80万円以下の方は「預貯金額等」が単身で 650万円以下、夫婦で1,650万円以下

80万円を超え120万円以下の方は「預貯金額等」が単身で 550万円以下、夫婦で1,550万円以下

120万円を超える方は「預貯金額等」が単身で 500万円以下、夫婦で1,500万円以下

ただし、第2号被保険者の方は「預貯金額等」が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額(特定負担限度額)が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】(単位:件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
減額	0	0	0	0	0
免除	2	2	2	2	1
合計	2	2	2	2	1

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】(単位:件)

利用者負担段階		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
【第1段階】 世帯全員の住民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	食費	2	2	2	2	1
	居住費	2	2	2	2	1
【第2段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	食費	8	4	1	1	1
	居住費	8	4	1	1	1
【第3段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える方	食費	2	2	2		
	居住費	2	2	2		
【第3段階①】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	食費				2	1
	居住費				2	1
【第3段階②】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	食費				0	0
	居住費				0	0
合計	食費	12	8	5	5	3
	居住費	12	8	5	5	3

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額(障害年金や遺族年金)の合計額です。

※ 令和3年8月から第3段階が第3段階①と第3段階②に分かれています。

(5) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【利用者負担額の減免状況】

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	4(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
合 計	4(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)

※ () 内は第 2 号被保険者です (再掲)。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに 2～3 か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸し付けます。

【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高額介護サービス費	件 数	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件 数	1	0	0	0	0
	金額 (円)	33,750	0	0	0	0
住 宅 改 修 費	件 数	0	1	0	2	1
	金額 (円)	0	117,000	0	315,000	140,372
合 計	件 数	1	1	0	2	1
	金額 (円)	33,750	117,000	0	315,000	140,372

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

(7) 住宅改修支援助成事業（ケアマネジャー等支援事業）（区制度）

ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【住宅改修支援助成（ケアマネジャー等支援）の状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	8	8	12	8	7
金額 (円)	16,000	16,000	24,000	16,000	14,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減事業の実施を申し出たサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額（介護費負担）の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。また、対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認証発行件数	158	142	121	118	104
助成事業者数	92	97	90	77	80
金 額 (円)	3,134,928	2,880,016	3,006,258	2,981,578	2,787,580

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(9) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額（介護費負担）の2分の1を後から助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	1,157	1,015	938	861	798
金額 (円)	4,859,213	4,584,372	5,054,403	4,316,058	4,308,184

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(10) 家族介護慰労金事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

<支給要件>

- ① 介護保険サービスを1年間利用していない場合（7日以内のショートステイ利用を除く。また、医療機関の入院期間が3か月以内であること。）
- ② 上記の介護保険サービスを1年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族が住民税非課税世帯であること。

【家族介護慰労金支給の状況】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	0	0	0	2	1
金額(円)	0	0	0	200,000	100,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(11) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

高齢福祉年金受給者等で世帯全員の住民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方の一部の方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	70	83	113	87	59
金額(円)	840,000	988,210	1,362,986	1,027,690	708,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、高額介護サービス費の負担上限額が1万5,000円の方が対象です。

5 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な地域資源を活用し、適切なサービスを実施する「介護予防・生活支援サービス事業」と全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」で構成されます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防事業（訪問型・通所型）は、地域の実情に応じた多様なサービスとして、運用基準を緩和した自立支援事業（訪問型・通所型）、短期集中予防サービス（訪問型・通所型）とともに、対象者の介護予防・自立支援を目的に実施しています。

① 介護予防事業・自立支援事業

サービス種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型 サービス	介護予防訪問事業	20,449件	18,767件	16,500件	15,057件	13,555件
	自立支援訪問事業	664件	702件	765件	685件	608件
通所型 サービス	介護予防通所事業	27,936件	26,568件	21,735件	22,084件	23,209件
	自立支援通所事業	782件	789件	591件	593件	565件

② 短期集中予防サービス

要支援認定者等の身体機能や生活行為の改善に向けて、専門職が短期間集中的にサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。

サービス種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問型短期集中 プログラム		36人	41人	55人	64人	84人
		213回	241回	403回	430回	626回
通所型 短期集中 プログラム	生活行為向上 プログラム	19人	30人	24人	26人	29人
		165回	91回	96回	98回	97回
	運動器機能向上 プログラム	61人	75人	40人	61人	82人
		200回	186回	128回	189回	190回

※ 上段は参加実人員、下段はプログラム実施の延回数を示す。

③ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型）のみの利用者に係るケアプラン作成として、介護予防ケアマネジメントを実施します。

【介護予防ケアマネジメントプラン作成費支払実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支払件数	27,380件	25,102件	21,371件	20,138件	20,177件

(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）

介護状態にならないように介護予防講演会などの介護予防に関する事業を実施しており、平成30年度からはフレイル（虚弱）予防の視点も盛り込んで、高齢者が継続して地域で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう事業を実施しています。

令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部の事業を中止しましたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、定員を減少させて実施するなど感染症対策を講じた上で実施しました。

① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延回数	772回	566回	267回	383回	579回
参加者 延人数	12,541人	9,603人	2,588人	4,055人	6,154人

② 足腰げんき教室

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教室数 (延回数)	30教室 (120回)	27教室 (104回)	27教室 (92回)	30教室 (120回)	30教室 (120回)
参加実人数 (延人数)	401人 (1,407人)	365人 (1,255人)	339人 (1,249人)	317人 (1,134人)	370人 (1,297人)

③ 口腔・栄養講座「おいしく食べよう噛むかむ講座」（平成30年度から実施）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教室数 (延回数)	11講座 (本人向け：8講座 家族向け：3講座)	14講座 (本人向け：8講座 家族向け：6講座)	8講座 (本人向け：8講座)	15講座 (本人向け：12講座 家族向け：3講座)	18講座 (本人向け：12講座 家族向け：6講座)
参加延人数 (実人数)	274人	177人	79人	106人	100人

※ 平成29年度まで実施していた「65歳からの口の健康と栄養満点教室」の内容を変更して実施。

④ 認知症予防講演会

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
講演会回数	2回	2回	1回	1回	2回
参加実人数	242人	212人	47人	97人	87人

⑤ 認知症予防教室

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教 室 数	6 教室	6 教室	開催中止	5 教室	5 教室
参加実人数	71 人	83 人		62 人	57 人

⑥ 介護予防・認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われていた有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベントを開催しています。

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教 室 数	107 回	106 回	42 回	114 回	125 回
参加延人数	6,692 人	6,301 人	2,143 人	6,106 人	6,773 人

⑦ わがまち一番体操

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
会場数 (延べ回数)	30 会場 (569 回)	32 会場 (525 回)	19 会場 (193 回)	22 会場 (608 回)	30 会場 (679 回)
参加延人数	12,472 人	10,993 人	1,595 人	5,476 人	8,196 人

⑧ 栄養満点サロン

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
会場数 (延べ回数)	6 会場 (66 回)	7 会場 (66 回)	2 会場 (6 回)	2 会場 (4 回)	6 会場 (65 回)
参加延人数	870 人	1,012 人	49 人	28 人	535 人

⑨ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や病気などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に活動を行っているグループに対し、必要に応じてスタッフ派遣や各種相談等の支援を行っています。

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
グループ数	75	72	71	69	66
活動回数	1,841 回	1,636 回	1,199 回	1,509 回	1,566 回
参加者延人数	19,106 人	16,117 人	9,790 人	12,275 人	12,614 人

⑩ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手として普及にあたる人材を育成しています。

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護予防サポーター (登録者数)	124 人	106 人	102 人	80 人	78 人
ウォーキングリーダー (登録者数)	100 人	101 人	96 人	94 人	94 人
介護予防地域リーダー (登録者数)	80 人	82 人	71 人	67 人	64 人

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し杉並区介護保険条例で定めています。令和3年度から令和5年度までの保険料額は基準年額を74,400円（第5段階）とし、下表のとおり14段階の保険料を設定しています。

段階	対象者	保険料
第1段階 基準年額×0.30	生活保護受給の方/世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方又は本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年22,440円 (月1,870円)注
第2段階 基準年額×0.40	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	年30,000円 (月2,500円)注
第3段階 基準年額×0.73	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年54,480円 (月4,540円)注
第4段階 基準年額×0.85	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年63,000円 (月5,250円)
第5段階 基準年額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年74,400円 (月6,200円)
第6段階 基準年額×1.06	本人が住民税課税の方（合計所得金額125万円未満）	年78,600円 (月6,550円)
第7段階 基準年額×1.19	本人が住民税課税の方 (合計所得金額125万円以上210万円未満)	年88,800円 (月7,400円)
第8段階 基準年額×1.40	本人が住民税課税の方 (合計所得金額210万円以上320万円未満)	年104,400円 (月8,700円)
第9段階 基準年額×1.61	本人が住民税課税の方 (合計所得金額320万円以上500万円未満)	年120,000円 (月10,000円)
第10段階 基準年額×1.89	本人が住民税課税の方 (合計所得金額500万円以上700万円未満)	年140,400円 (月11,700円)
第11段階 基準年額×2.20	本人が住民税課税の方 (合計所得金額700万円以上1,000万円未満)	年163,800円 (月13,650円)
第12段階 基準年額×2.50	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満)	年186,000円 (月15,500円)
第13段階 基準年額×2.70	本人が住民税課税の方 (合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満)	年201,000円 (月16,750円)
第14段階 基準年額×3.00	本人が住民税課税の方（合計所得金額2,500万円以上）	年223,200円 (月18,600円)

※ 保険料率は小数第三位を四捨五入しています。

注 第1～3段階の保険料額は、令和元年度から軽減されています。

【保険料段階に対する第1号被保険者の人口割合(令和4年度)】

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
人口割合	16.99%	6.44%	5.77%	11.47%	8.92%	11.66%	12.99%
段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
人口割合	9.03%	7.06%	2.99%	2.23%	1.78%	1.33%	1.35%

※ 人口割合は3月31日現在の第1号被保険者数を基に算出しています。

② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く）が年額18万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収（特徴）となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収（普徴）になります。

【保険料収納状況(決算額)】

(単位:円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
30	特別徴収	8,515,823,705	8,528,072,285	12,248,580	100%	0	0
	普通徴収	1,161,544,420	1,051,245,528	2,093,755	90.32%	112,392,647	0
	合計	9,677,368,125	9,579,317,813	14,342,335	98.84%	112,392,647	0
	滞納繰越分	230,629,810	65,619,360	40,870	28.43%	165,051,320	65,485,610
1	特別徴収	8,333,784,146	8,346,651,230	12,867,084	100%	0	0
	普通徴収	1,173,861,179	1,073,332,777	1,933,850	91.27%	102,462,252	0
	合計	9,507,645,325	9,419,984,007	14,800,934	98.92%	102,462,252	0
	滞納繰越分	211,726,137	63,326,615	123,985	29.85%	148,523,507	60,512,240
2	特別徴収	8,112,600,368	8,126,589,822	13,989,454	100%	0	0
	普通徴収	1,222,030,179	1,136,477,064	1,638,641	92.87%	87,191,756	0
	合計	9,334,630,547	9,263,066,886	15,628,095	99.07%	87,191,756	0
	滞納繰越分	189,636,885	58,663,417	126,065	30.87%	131,099,533	58,958,141
3	特別徴収	8,057,464,873	8,069,497,214	12,032,341	100%	0	0
	普通徴収	1,272,061,360	1,196,975,421	1,404,255	93.99%	76,490,194	0
	合計	9,329,526,233	9,266,472,635	13,436,596	99.18%	76,490,194	0
	滞納繰越分	159,133,108	50,671,094	462,270	31.55%	108,924,284	49,858,414
4	特別徴収	8,100,810,486	8,114,338,666	13,528,180	100%	0	0
	普通徴収	1,314,218,390	1,245,133,665	1,679,388	94.62%	70,764,113	0
	合計	9,415,028,876	9,359,472,331	15,207,568	99.25%	70,764,113	0
	滞納繰越分	135,284,413	46,344,148	174,650	34.13%	89,114,915	36,673,958

【保険料特別徴収・普通徴収納付の状況】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被保険者数 (A)	120,428	120,865	121,310	121,293	121,180
特徴結果数 (B)	104,839	105,019	104,258	105,252	104,494
普徴者数 (A - B = C)	15,589	15,846	17,052	16,041	16,686
普徴口座振替数 (D)	4,073	4,271	4,681	4,685	4,928
普徴代理納付数 (E)	1,789	1,689	1,610	1,559	1,498
普徴納付書納付者数 (C - D - E = F)	9,727	9,886	10,761	9,797	10,260
Fの占める割合 (F / A)	8.08%	8.18%	8.87%	8.08%	8.47%

※ 被保険者数 (A) は、各年度 3 月末時点の数値です。

※ 特徴結果数 (B) は、各年度 2 月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数 (D) は、各年度 3 月振替分の件数です。

※ 普徴代理納付数 (E) は、各年度 3 月代理納付分の件数です。

③ 保険料の減免

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により保険料が減免されます。

(イ) 介護保険給付の対象とならない場合

平成 30 年度からは、刑事施設等に 1 か月以上収監された場合も対象となります。

【保険料減免の状況】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	22	8	4	7	8
減免額 (円)	473,100	166,835	138,500	148,110	212,205
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(ウ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第 1 段階から第 3 段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認められた場合、申請により保険料が減額されます。

【保険料減額の状況】

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	308	264	241	223	215
減額 (円)	6,097,825	4,561,105	3,598,160	3,214,365	2,974,190

(エ) 新型コロナウイルス感染症の影響による減免

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡又は重篤な傷病を負った場合や、収入が減少した場合に減免されます。

※ 令和2年度から令和4年度まで実施

【保険料減免の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	632	264	85
減免額 (円)	25,446,903	15,529,062	4,634,419

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

7 介護保険財政

保険給付に必要な費用は利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料及び国・都・区の公費を財源としています。令和4年度の財源の負担割合（第8期計画、令和3年度～令和5年度）は次のとおりです。

【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費 負担割合】

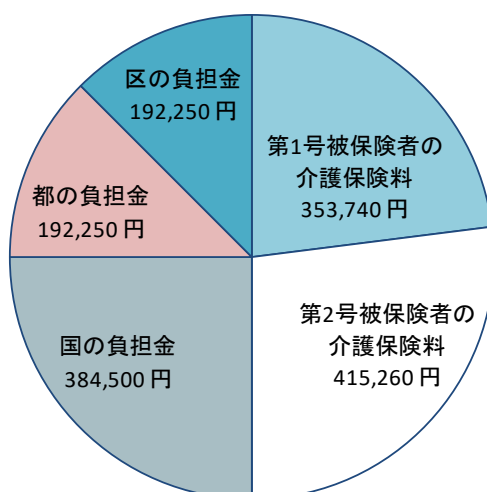
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		23%	27%	25%	12.5%	12.5%

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		23%		38.5%	19.25%	19.25%

令和4年度一人当たりの年間保険給付費1,538千円（保険給付費／要介護・要支援認定者数）は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【令和4年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	9,123,008,000	9,405,816,479
	使用料及び手数料	1,000	8,100
	国庫支出金	10,368,829,000	10,031,303,140
	介護給付費負担金	7,513,551,000	7,332,983,652
	調整交付金	2,111,187,000	1,996,409,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	303,842,000	261,767,400
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	326,341,000	326,235,088
	介護保険災害臨時特例補助金	112,000	112,000
	保険者機能強化推進交付金	55,829,000	55,829,000
	介護保険保険者努力支援交付金	57,967,000	57,967,000
	支払基金交付金	11,693,651,000	10,882,987,000
	介護給付費交付金	11,357,708,000	10,600,566,000
	地域支援事業支援交付金	335,943,000	282,421,000
	都 支 出 金	6,476,464,000	6,034,315,418
	介護給付費負担金	6,157,763,000	5,740,447,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	155,529,000	130,750,875
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	163,171,000	163,117,543
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	財 産 収 入	1,624,000	3,190,269
	繰 入 金	7,555,893,000	7,555,011,400
	介護給付費繰入金	5,258,198,000	5,258,198,000
	地域支援事業繰入金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	155,529,000	155,529,000
	地域支援事業繰入金（包括的支援事業）	163,171,000	163,171,000
	地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）	301,524,000	301,524,000
	事務費等繰入金	529,929,000	529,929,000
	低所得者保険料軽減繰入金	519,431,000	518,549,400
介護保険給付費準備基金繰入金	628,111,000	628,111,000	
繰 越 金	1,518,920,000	1,518,920,209	
寄 附 金	1,000	0	
諸 収 入	33,630,000	25,512,294	
合 計	46,772,021,000	45,457,064,309	

【令和4年度決算額内訳（歳出）】

(単位:円)

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	398,445,000	352,856,639	
	保険給付費	42,075,587,000	39,329,704,009	
		介護サービス等諸費	38,671,948,000	36,329,886,863
		介護予防サービス等諸費	1,189,416,000	1,005,968,179
		高額介護サービス費	1,400,674,000	1,287,998,700
		高額医療合算介護サービス費	233,710,000	209,760,744
		特定入所者介護サービス等費	532,235,000	450,877,056
		審査支払手数料	47,604,000	45,212,467
	基金積立金	913,546,000	913,546,000	
	地域支援事業	2,417,020,000	2,154,786,208	
		介護予防・日常生活支援総合事業	1,242,043,000	997,000,439
		包括的支援事業	724,269,000	711,935,370
		その他地域支援事業	447,701,000	443,540,577
		審査支払手数料	3,007,000	2,309,822
	諸支出金	835,937,000	833,805,332	
	予備費	131,486,000	0	
合 計		46,772,021,000	43,584,698,188	

【令和4年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入	
科 目	割 合
介護保険料	20.69%
使用料及び手数料	0.00%
国庫支出金	22.07%
支払基金交付金	23.94%
都支出金	13.27%
財産収入	0.01%
繰入金	16.62%
繰越金	3.34%
諸収入	0.06%
合 計	100.00%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	0.81%
保険給付費	90.24%
基金積立金	2.10%
地域支援事業費	4.94%
諸支出金	1.91%
合 計	100.00%

【令和4年度介護保険関係基金残高】（令和5年3月末時点）

基金名	残 高
介護保険給付費準備基金	5,343,497,072 円

8 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・ 杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・ 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・ 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること
- ・ 区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・ 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・ その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

【委員数】22人（根拠：杉並区介護保険条例）

公募区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】令和4年度

回数	開催日	主な内容
第1回	4年6月24日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス事業所の開設について ○地域包括支援センター（ケア24）の令和3年度事業に係る事業評価と今後の区の取組について <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度 杉並区高齢者実態調査の実施について ○地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について ○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について ○杉並区介護保険条例の改正について ○今後の特別養護老人ホームの整備方針について ○地域包括支援センター（ケア24上荻）の移転について

<p>第 2 回</p>	<p>5年1月24日</p>	<p>【議題】 ○地域密着型サービス事業所の開設について</p> <p>【報告事項】 ○地域密着型サービス事業所の指定（区内）について ○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について ○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定について ○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について ○「令和4年度版 すぎなみの介護保険」について ○（仮称）杉並区高齢者施策推進計画（杉並区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の策定について ○長寿応援ポイント事業の見直しの基本的な方向性について</p>
<p>第 3 回</p>	<p>5年3月28日</p>	<p>【報告事項】 ○令和4年度杉並区高齢者実態調査報告について ○地域包括支援センター事業評価全国集計結果について（令和3年度事業） ○令和4年度「安心おたっしゃ訪問」の実施結果及び令和5年度の実施について ○指定居宅介護支援事業者への委託について ○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定等（区内）について ○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について ○杉並区介護保険条例の改正について ○「杉並区の介護保険事業の特徴とその要因」について ○介護施設等の整備状況について</p>

9 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【苦情・意見要望件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護認定	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	2	0	0
介護保険サービス供給量	0	0	0	0	0
介護事業者及び保険給付	26	18	16	20	29
そ の 他	37	28	25	20	9
合 計	63	46	43	40	38

【相談対応件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者への説明・助言	24	32	30	17	9
当事者間を調整	19	4	5	21	29
他機関を紹介	5	6	7	2	0
そ の 他	15	4	1	0	0
合 計	63	46	43	40	38

【都国民健康保険団体連合会との調整及び都介護保険審査会への審査請求件数の状況】

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東京都国民健康保険団体連合会との調整	0	0	0	0	0
東京都介護保険審査会への審査請求	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

10 介護サービス事業者への支援

(1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【研修実績】

(単位：回)

名 称	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問介護事業者研修	2	2	0	1	1
居宅介護支援事業者研修	8	8	8	8	8
通所介護・通所リハビリテーション 事業者研修	2	2	0	0	0
介護職員スキルアップ研修	1	2	0	0	2
その他	2	3	3	2	2
合 計	15	17	11	11	13

(2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、会議や研修などを実施します。

【地域ケア会議の開催】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 多職種による課題の検討 ● ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援 	178

【ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア 24)	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、精神障害、虐待、成年後見制度の利用等、ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの相談や助言 ● ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【ケアマネジメント研修】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 困難化させないケアマネジメント ● コロナ禍における在宅生活を支える杉並区が多職種連携 ● 今押さえておきたい国の動向と取り組み ● 高齢者の疾患と薬の知識 ● 利用者の日常と暮らしを支える社会資源の活用と実際 ● 介護支援専門員に必要な I C F の視点とケアプラン点検
虐待対応従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者の権利擁護 ～虐待や成年後見制度、意思決定支援等～ ● 高齢者・障害者の虐待防止 ～虐待のとらえ方、気づき、早期発見早期対応～ <p>※上記、2回の研修は介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待対応における居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携 ～受付、事実確認と対応計画について～ <p>※上記の研修は、地域包括支援センターを含む。</p>
困難事例対応従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 「支援困難事例と向き合う」 ～発達特性のある人へのかかわり～ ～相談支援と虐待対応～ <p>※上記の研修は、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センターを含む。</p>

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。平成22年度以降、貸付の実績がなかったところ、令和3年度に1事業所に対し貸付を行いました。期日まで償還がありますが、今後は申請が見込まれないため、令和3年度末をもって廃止しました。

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	15	14	18	27	21
金額(円)	511,112	433,365	548,546	727,630	642,948

(5) 就職面接会・相談会の実施

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職面接会・相談会を実施しています。※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により一堂に会した就職相談会・面接会は実施できませんでした。

【福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加事業所（障害分野含む）	32 所	25 所			20 所
求 人 数	185 人	162 人			117 人
参加人数	82 人	63 人			28 人
延べ面接人数	126 人 (相談含む)	70 人			61 人
採用人数	7 人	10 人			7 人

(6) 介護職員初任者研修受講料助成事業

平成29年度から、不足する介護職員を確保するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成しています。令和2年度より生活援助研修及び介護職員実務者研修を助成の対象としました。令和3年度の制度改正により介護職員に認知症に関する研修受講が義務付けられた影響により、助成件数が大幅に増加しています。

【助成件数及び助成額の状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
助成件数	16	23	28	90	105
金額(円)	1,056,000	1,095,000	1,624,000	6,342,000	7,357,000

(7) 業務継続のための施設等従事者へのPCR検査実施

令和2年度から施設等において利用者及び従事者に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、従事者の不安の解消や、業務の継続と区民サービスの維持のため、行政検査の対象とならない従事者を対象としたPCR検査を実施しています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件 数	1,211	547	130

11 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定しています。区内に 166 事業所あり、原則として杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況】

(単位：所)

サービスの種類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	2	1	3
夜間対応型訪問介護	0	1	0	0	0
地域密着型通所介護	4	2	4	4	3
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	2	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	5	2	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	2	0	1	0
合 計	12	11	6	6	7

12 介護サービス事業者の指導

(1) 実地指導等の状況

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

【実地指導等の状況】

(単位:所)

サービスの種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護支援	14	17	19	17	13
介護予防支援	5	5	5	2	2
訪問介護	10	13	0	0	0
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	5	7	0	0	0
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護(基準該当含む)	3	2	0	0	2
短期入所療養生活介護	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
老人福祉施設	3	2	0	0	2
老人保健施設	0	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2	0	0	3
夜間対応型訪問介護	0	1	0	0	0
地域密着型通所介護	10	14	0	0	1
認知症対応型通所介護	3	2	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	2
認知症対応型共同生活介護	6	7	0	12	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者介護	0	0	0	0	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
合計	60	72	24	31	26

(2) 集団指導

毎年、解釈に疑義が多い事項や誤解が生じやすい事項について一斉指導により効率的に普及啓発を図るため、講習形式等により行っています。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集団指導の対象の750事業所に対し、動画配信により内容の周知を図りました。

13 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護予防・生活支援サービス事業利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

【杉並区役所公式ホームページ】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○要介護認定 ○介護サービスの種類 ○区内介護保険サービス事業所を探す <外部リンク> 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システム ○区内介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所を探す ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○介護保険事業者の方向け情報 ○障害者控除対象者認定 ○介護職員初任者研修等受講料助成

14 介護保険制度のあゆみ

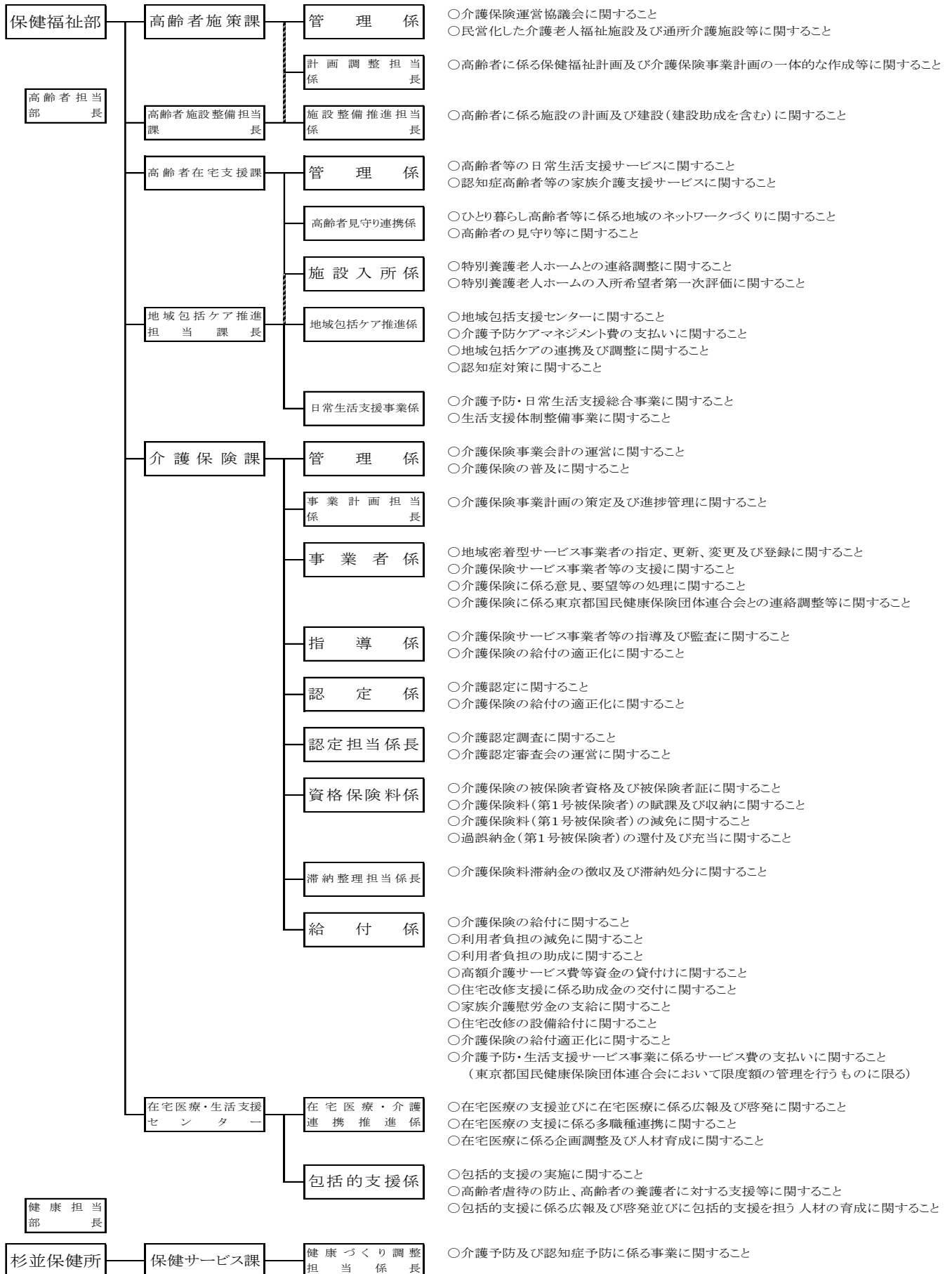
平成9年	12月	介護保険関連3法の公布（国）	
平成10年	4月	介護支援専門員に関する省令の公布（国）	
	12月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布（国）	
平成11年	3月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布（国）	
	4月	介護保険課を設置（区） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布（国）	
平成12年	2月	介護報酬単価の決定（国） 介護保険事業計画を策定（区）	
	4月	介護保険法の施行（国） 杉並区介護保険条例を施行（区） 介護保険運営協議会を設置（区）	
	平成13年	4月	家族介護慰労金事業を開始（区） 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始（区）
		10月	保険料本来額徴収を開始（区）（保険料基準月額 2,940円）
平成14年	1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施（区）	
平成15年	3月	介護報酬の改定（国） 第2期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	第1号被保険者の介護保険料基準月額を3,000円に改定（区）	
	12月	介護給付費通知書を郵送（介護費用適正化特別対策事業）（区）	
平成18年	3月	介護報酬の改定（国） 第3期介護保険事業計画の策定・公表（区）	
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） ・地域包括支援センター（ケア24）開設 ・介護予防サービスの新設 ・介護サービスの内容改定 ・地域密着型サービスの新設 ・保険者機能の強化 ・要介護認定調査項目の変更（79項目→82項目）	
		第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定（区）	
		地域支援事業の開始（国）	
		住所地特例対象施設の拡大（国）	
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始（国）	
	平成20年	10月	生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成の実施（区）
平成21年	3月	介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律の施行（国） 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付（国） 第4期介護保険事業計画の策定・公表（区）	

	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の改定 ・要介護認定調査項目の変更（82項目→72項目） 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始（国） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,000円に改定（区） 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始（区） 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の実施（区）
平成23年	3月～	東日本大震災等により被災した介護保険の被保険者への対応について（国）
	6月	介護療養病床の廃止期限（平成24年3月）を猶予（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）
平成24年	3月	第5期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの推進 ・24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 ・一定条件の下での介護職員等によるたんの吸引等の実施可能 ・都道府県の財政安定化基金を取崩し、介護保険料の軽減等に活用 ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正 ・介護報酬改定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で介護保険法及び老人福祉法に係る部分の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業者の指定基準等の条例委任 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,200円に改定（区）
	8月	社会保障と税の一体改革関連法が成立（国）
平成25年	4月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の施行（区） 杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）
	12月	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立（国）
平成26年	6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）が成立（国）
平成27年	3月	第6期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国） <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ・予防給付のうち訪問介護・通所介護を地域支援事業に新設する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行 ・特別養護老人ホームの新規入所対象者を原則要介護3以上に限定 ・低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ・多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定（マイナス 2.27%） ・住所地特例対象施設の拡大（サービス付き高齢者向け住宅のうち食事の提供などのサービスを提供し、有料老人ホームに該当するものに適用） <p>第1号被保険者の介護保険料基準月額を 5,700 円に改定（区）</p> <p>杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の施行（区）</p> <p>杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行（区）</p>
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の適用要件に「預貯金」と「配偶者の所得」を追加 ・特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の多床室の居住費（基準費用額）の引き上げ ・高額介護サービス費の利用者負担上限額に「現役並み所得者」を追加
平成 28 年	4月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 ・地域密着型通所介護の創設
	8月	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の施設入所や短期入所利用時の「特定入所者介護サービス費」（補足給付）の収入要件に「非課税年金（障害年金・遺族年金）」を追加
平成 29 年	4月	介護保険事務業務委託開始（区）
	6月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律公布（国）</p> <p>介護保険料のコンビニエンスストア収納を開始（区）</p>
	8月	<p>介護保険高額介護サービス費（一般世帯）の基準を変更（国）</p> <p>特別養護老人ホーム入所希望者実態調査を実施（区）</p>
	11月	第7期介護保険事業計画（案）の作成（区）
	12月	<p>第7期介護保険事業計画（案）の公表・区民意見受付（区）</p> <p>介護保険制度改正の住民説明会を開催（区）</p>
平成 30 年	3月	第7期介護保険事業計画の策定・公表（区）
	4月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行（国）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院の創設 ・共生型サービスの開始 ・介護報酬改定（プラス 0.54%）

		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業者の指定基準等の条例委任
		第1号被保険者の介護保険料基準額を6,200円に改定(区)
		杉並区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の施行(区)
	6月	杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例の施行(区)
	8月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行(国)
		<ul style="list-style-type: none"> ・現役並み所得者の利用者負担を3割に引き上げ
		杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
	10月	福祉用具貸与価格の適正化(国)
令和元年	6月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
		<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者保険料の軽減強化
	10月	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(国)
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定
令和2年	2月	区内一か所目の地域密着型特別養護老人ホーム開設(区)
	6月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
		<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者保険料の軽減強化 ・新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例措置
令和3年	3月	第8期介護保険事業計画の策定・公表(区)
	4月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行(国)
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定(プラス0.70%)
	5月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例措置の延長
	8月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行(国)
		<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費等の上限額の一部変更 ・特定入所者介護サービス費の段階と負担限度額の変更
令和4年	4月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例措置の延長
		指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(国)
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬改定(10月1日施行 介護職員等ベースアップ等支援加算)
令和5年	3月	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例の施行(区)
		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免の特例措置の一部延長

令和5年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



すぎなみの介護保険（令和4年度実績）

令和5年度版

令和5年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

05-0027

